

徳島県賃貸住宅供給促進計画の策定について

～住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネットの充実に向けて～

1 計画策定の趣旨

「徳島県賃貸住宅供給促進計画」は、空き家等の既存ストックを有効に活用し、住宅確保要配慮者^{*1}に対する住宅セーフティネットを強化することを目的とした「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律」が、昨年10月25日に施行されたことに伴い、徳島県内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する目標や施策を定めるもの。

※1 低額所得者、被災者、高齢者や子育て世帯等のほか、地方公共団体が賃貸住宅供給促進計画で定める者

2 計画期間

策定の日から平成37年度末まで（8年間）

3 計画の特徴について

○地方公共団体が独自に位置づける住宅確保要配慮者^{*2}について記載。

※2 セーフティネット住宅への入居や補助制度の対象となる住宅確保要配慮者について、地方公共団体が計画に記載することで独自に追加することが可能。

- ・地方創生の観点（I J Uターン移住者、新婚世帯）及び社会福祉の観点（法令で位置づけられていない社会的弱者）から、広範に住宅確保要配慮者を位置づけ。

○平成29年3月に策定した「とくしま住生活未来創造計画（第3次徳島県住生活基本計画）」に即し、賃貸住宅の供給目標や、供給の促進に向けた施策を記載。

- ・移住・定住向けセーフティネット住宅への改修費補助（国・県・市町村で2/3補助。原則上限100万円/戸）等の重点事業について、平成30年度当初予算案に計上。

4 今後のスケジュール

- ・計画案に係るパブリックコメントを実施（2月13日（火）～3月2日（金））
- ・年度内に計画を策定